解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十一月二十四日那覇市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

沖縄県那覇市泊一丁目二番地三　二階

株式会社ファンスタイル本社事務所内

丸竹ファミリーマンション建替組合

代表清算人　花城　智子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

東京都八王子市打越町一三六四番地

医療法人社団瀬戸整形外科医院

代表清算人　瀬戸　英武

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年七月十五日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年十一月十七日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

熊本県天草市牛深町二〇六一番地二

医療法人社団佐々木内科

清算人　佐々木博満

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十一月二十二日滋賀県知事の認証により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回（平成二十八年十二月十四日）掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

滋賀県野洲市八夫一四八八番地

宗教法人道榮寺

清算人　井上　彰雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年七月十六日開催の臨時総会の決議及び平成二十八年十一月二十四日京都府南丹広域振興局長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

京都府南丹市園部町熊崎小市三三番地

熊崎生産森林組合

代表清算人　大下　隆行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区石山二条二丁目一八二番地、最後の住所札幌市南区石山九三三番地三グリンハイム　被相続人　亡　細川　麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所札幌市中央区南一条西一二丁目新永ビル六階　開本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　開本　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市下増田字屋敷三七番地、最後の住所宮城県仙台市太白区東中田三丁目一九番一〇号　被相続人　亡　森　征

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

宮城県仙台市青葉区一番町一―四―三〇　さのやビル六階　仙台さくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米谷　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝二丁目二八番地、最後の住所茨城県筑西市海老ケ島八〇〇番地一

被相続人　亡　小野　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

茨城県下妻市下妻乙九二二番地

相続財産管理人　司法書士　勝沼みち子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市下深荻町三〇一八番地、最後の住所茨城県日立市中丸町二丁目一一番四号　被相続人　亡　山崎　伸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字西立野六五七番地、最後の住所埼玉県川口市大字西立野一一〇八番地の四　被相続人　亡　櫻井　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二四一番二号山崎第二ビル五階Ａ　大宮桜木町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松島　俊行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市板中新田一九五番地、最後の住所千葉市若葉区千城台東二丁目三三番一号　被相続人　亡　鈴木　速雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階　稲垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市杭名七〇番地、最後の住所千葉県東金市家徳五二七番地四五

被相続人　亡　林　新治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉五階　石井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市小川町一丁目一一二一番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　小野　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区浜松町一丁目一三番地三、最後の住所東京都練馬区関町南二丁目二〇番九号　被相続人　亡　山﨑　聖誉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

事務所東京都千代田区神田司町二―八―四吹田屋ビル七階あぽろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　憲右